

一般財団法人かながわパラスポーツ協会会員に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人かながわパラスポーツ協会（以下「本会」という。）の会員の入会及び任意退会並びに会費の納入について必要な事項を定める。

(会員の構成)

第2条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 加盟団体 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人を賛助するために入会した個人又は団体

(会 員)

第3条 会員とは、前条による団体及び個人で、加盟団体および賛助会員（以下会員）をいう。

2 加盟団体は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) パラスポーツの各競技を代表する唯一の県単位の団体又はパラスポーツの各競技を代表する政令市域を除く県全域単位の団体（政令市域単位の団体及び政令市域を除く県全域単位の団体がある場合に限る。）
- (2) 市町村を単位としてパラスポーツを総合的に統括する団体
- (3) 神奈川県内でパラスポーツを支援する団体および企業のうち別表に該当するもの

(入会手続)

第4条 新たに会員として入会しようとする団体・個人は、次の書類を会長へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 入会申請書（様式第1号）
- (2) 会則（規約）
- (3) 役員名簿（役名及び氏名を記載したもの）及び会員数が分かる文書
- (4) 事務局の連絡先等
- (5) 過去1年の事業報告及び決算書
- (6) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

2 新たに賛助会員として入会しようとする団体又は個人は、入会申請書（様式第2号又は様式第3号）を会長へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 3 前2項の承認を受けた団体は、毎事業年度、会長が指定する日までに、別に定める会費を納めなければならない。
- 4 会員は、会則その他提出書類に変更があった場合には、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
- 5 加盟団体は、会長が指定する日までに当該年度の事業計画書、収支予算書及び会員数を、会長に届け出なければならない。
- 6 第1項により承認を受けた場合は、承認の日から入会するものとする。

(変更届)

第5条 会員が、本会に登録している事項に変更が生じたときは、登録事項変更届書(様式第4号)を提出しなければならない。

(退会手続き)

第6条 会員が、本会を退会しようとするときは、退会届(様式第5号)を提出しなければならない。

- 2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除 名)

第7条 次の理由により、会員を本会から除名をしようとするときは、その除名が審議される理事会において、会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

- 2 前条第2項の規定は、除名の場合に準用する。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

別表

パラスポーツ大会又はイベント等を主催する団体及び企業
パラスポーツ選手を雇用し、活動を支援する団体及び企業

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。